

建築関係申請手数料(愛媛県手数料条例(平成12年愛媛県条例第3号))

【令和3年4月1日現在】(※下線部改訂)

1. 確認申請等(建築物)

(単位:円)

	床面積(n) (単位:平方メートル)	確認申請	計画変更	中間検査	完了検査	
					中間検査を 受けない場合	(中間検査を 受けた場合)
建築物	$n \leq 30$	9,000	備考欄② (変更に係る部分 の床面積 の1/2)	15,000	14,000	(14,000)
	$30 < n \leq 100$	15,000		18,000	17,000	(17,000)
	$100 < n \leq 200$	22,000		25,000	23,000	(22,000)
	$200 < n \leq 500$	29,000		33,000	31,000	(30,000)
	$500 < n \leq 1,000$	<u>51,000</u>		55,000	52,000	<u>(50,000)</u>
	$1,000 < n \leq 2,000$	<u>72,000</u>		<u>74,000</u>	70,000	(66,000)
	$2,000 < n \leq 10,000$	209,000		165,000	166,000	(161,000)
	$10,000 < n \leq 50,000$	<u>353,000</u>		268,000	<u>268,000</u>	<u>(263,000)</u>
	$50,000 < n$	<u>683,000</u>		<u>551,000</u>	<u>528,000</u>	<u>(523,000)</u>

(備考)上記の床面積の合計は、それぞれ次に定める面積について算定する。

①建築物を建築する場合(②に掲げる場合及び移転する場合を除く。)

当該建築に係る部分の床面積

②確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)

当該計画の変更に係る部分の床面積の1/2(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)

③建築物を移転・大規模の修繕・大規模の模様替・用途を変更する場合(④に掲げる場合を除く。)

当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の1/2

④確認を受けた建築物の計画を変更して、建築物を移転・大規模の修繕・大規模の模様替・用途を変更する場合

当該計画の変更に係る部分の床面積の1/2

⑤中間検査の床面積

建築物に関する中間検査の実施(平成13年5月18日告示第1021号)に規定する特定工程に係る部分の床面積

2. 確認申請等(建築設備又は工作物)

(単位:円)

	摘要	確認申請	計画変更	中間検査	完了検査	
					中間検査を 受けない場合	(中間検査を 受けた場合)
建築設備 又は 工作物	建築設備	13,000	8,000	18,000	20,000	(19,000)
	小荷物昇降機	6,000	5,000	12,000	<u>13,000</u>	(12,000)
	工作物	11,000	6,000	13,000	13,000	-

3. 建築許可・認定申請(抜粋)

(単位:円)

建築基準法	摘要	許可・認定
第7条の6第1項第1号	仮使用の認定	<u>136,000</u>
第43条第2項第1号	敷地と道路との関係の認定	31,000
第43条第2項第2号	敷地と道路との関係の許可	37,000
第44条第1項第2号	道路内の建築許可	37,000
第44条第1項第3号	道路内の建築認定	31,000
第44条第1項第3号	道路内の公共用歩廊等の建築許可	182,000
第48条各項ただし書	用途地域等における建築等許可	<u>201,000</u>
第51条ただし書	特殊建築物等の位置の許可	182,000
第55条第3項	建築物の高さの特例許可	182,000
第56条の2第1項ただし書	日影による建築物の高さの特例許可	182,000
第85条第5項	仮設興行場等の建築許可	<u>136,000</u>